

バス・トラックなどの燃料である軽油の引取り（購入）にかかる税金です。
平成21年度から道路特定財源（目的税）から一般財源（普通税）になりました。

1 納める方は

元売業者・特約業者から現実の納入を伴う軽油の引取り（購入）を行った方が、元売業者・特約業者を通じて納めます。

ただし、この税金は軽油の代金に含まれていますので、最終的には軽油の消費者が負担することになります。

●元売業者とは

軽油の製造業者、輸入業者又は販売業者で、総務大臣の指定を受けた方

●特約業者とは

元売業者と契約して軽油その他の石油製品を販売する方で、県知事の指定を受けた方

2 納める額は

軽油 1 キロリットルにつき 32,100 円

3 申告と納税は

元売業者・特約業者が、毎月分をまとめて翌月末日までに申告し、納めます。

●軽油とは

次の規格を有する炭化水素油です。

- ・比重(15℃): 0.8017 超 0.8762 以下
- ・残留炭素分: 0.2% 以下
- ・分留性状 90% 留出温度: 267℃ 超 400℃ 以下
- ・引火点: 130℃ 以下

●免税は

地方税法の一部改正により、軽油引取税は一般財源となり用途制限が廃止されました。これに伴い、原則、すべての軽油の使用が課税対象となりました。ただし、船舶や鉄道車両、農林業機械の動力源などに使用する場合は、令和9年3月31日まで免税措置が設けられています。

免税の扱いを受けるためには、免税対象となる方が免税軽油使用者証の交付（手数料400円）を受けただうで、免税証の交付申請をする必要があります。

いずれも、管轄の県税事務所に申請し、交付を受けることができます。

●免税用途

免税対象者	用途及び機械
石油化学製品を製造する事業を営む者	エチレン、潤滑油その他の石油化学製品の原料などの用途
船舶の使用(一定のレクリエーションの用に供する船舶を除く。)	船舶の動力源の用途
自衛隊等	通信の用に供する機械などの電源又は動力源の用途
鉄道事業又は軌道事業を営む者、専用の鉄道を設置する者又は専用側線において車両の入換作業を営む者	鉄道用車両、軌道用車両などの動力源の用途
農業又は林業を営む者、一定の委託を受けて農作業を営む者、農地の造成又は改良を主たる業務とする者、素材生産業を営む者	農業、林業、素材生産業などの用に供する機械の動力源の用途
セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く。)を営む者	事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用する機械の動力源の用途
生コンクリート製造業を営む者(製造した生コンクリートを事業場外において自ら運搬するものを除く。)	事業場内において専ら骨材の積卸しのために使用する機械の動力源の用途
鉱物(岩石及び砂利を含む。)の掘採事業を営む者	さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場内において専ら鉱物の掘採、積み込み又は運搬のために使用する機械の動力源の用途
とび・土工工事業を営む者	とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械(カタピラを有しないものを除く。)の動力源の用途
鉱さいパラス製造業を営む者(中小事業者等に限定。)	事業場内において専ら鉱さいの破碎又は鉱さいパラスの集積若しくは積み込みのために使用する機械の動力源の用途
港湾運送業を営む者	港湾において専ら港湾運送のために使用されるブルドーザーその他これに類する機械の動力源の用途
倉庫業を営む者	倉庫業法第3条の規定による登録を受けて倉庫業を営む者の倉庫において専ら当該倉庫業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
鉄道(軌道を含む。)に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業を営む者	駅の構内において専ら貨物利用運送事業のうち貨物の運送に係るもの又は鉄道(軌道を含む。)により運送される貨物の鉄道(軌道を含む。)の車両への積み込み若しくは取卸しの事業のために使用する機械の動力源の用途
航空運送サービス業を営む者	特定の飛行場において、専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用する機械の動力源の用途
廃棄物処理事業を営む者(産業廃棄物処分業者等は、中小事業者等に限定(除外要件あり)。)	廃棄物の埋立地(最終処分場)内において専ら廃棄物の埋立処分のために使用する機械の動力源の用途
木材加工業のうち一定のものを営む者(木材注染業を除く。)	事業場内において専ら木材の積み込みのために使用する機械の動力源の用途
木材市場業のうち一定のものを営む者	事業場内において専ら木材の積み込みのために使用する機械の動力源の用途
たい肥製造業のうち一定のものを営む者	事業場内において、専らたい肥の製造工程において使用する機械又はたい肥若しくはその原材料の積み込み若しくは運搬のために使用する機械の動力源の用途
索道事業を営む者	スキー場において専ら当該スキー場の整備のためなどに使用する機械の動力源の用途

※道路運送車両法第4条の規定により登録を受けナンバープレートをつけている機械は、免税の対象となりません。ただし、ここにあるナンバープレートには農業用機械がつけている市町の交付する標識は含まれません。

※上記の免税対象者や用途及び機械には細かい条件があります。詳しくは、管轄の県税事務所へお問い合わせください。

●混和軽油などへの課税

次のような場合にも、販売や消費する方へ軽油引取税が課税されます。

- ・軽油に灯油や重油を混ぜて販売する場合
- ・軽油に灯油や重油を混ぜて自動車の燃料として消費する場合
- ・灯油や重油を自動車の燃料として販売・消費する場合

ただし、このような場合には、事前に知事の承認を受けなければなりません。

また、アルコール燃料やバイオディーゼル燃料で、揮発油やガソリンに該当しないものであっても、自動車の燃料として販売や消費する場合には軽油引取税が課税されることがあります。

そのほか、元売業者・特約業者以外の方が、製造した軽油を自ら消費または譲渡する場合や、軽油を輸入する場合などにも軽油取引税が課税されます。

詳しくは、最寄りの県税事務所へお問い合わせください。

不正軽油は許さない！

不正軽油とは

軽油引取税の脱税を目的として以下の行為をすることをいいます。

【不正混和】軽油に灯油や重油等を不正に混ぜて、軽油として販売又は使用すること

【不正使用】灯油や重油等を不正に自動車用燃料として販売又は使用すること

【不正製造】(1) 重油と灯油を混ぜて軽油を製造すること

(2) A 重油・灯油からクマリン(識別剤)の除去や脱色をし、軽油以外のものを製造し、軽油として販売又は使用すること

【規格外油の輸入】軽油以外として輸入された油を軽油として販売又は使用すること

不正軽油を使用すると

- 不正軽油を製造し販売することはもちろん、使用することも軽油引取税の脱税にあたります。また、不正軽油を製造することや不正軽油であることを知りながら運搬・保管・購入などをするもののほか、不正軽油の製造の原料となることを知りながら灯油・重油や薬品などを供給・運搬することは犯罪です。
- 不正軽油の使用は、ディーゼル車の排気ガス中の有害物質を増加させ、環境に悪い影響を与えます。
- エンジンの不具合・損傷の原因となることがあります。

ご協力をお願いします

- 走行中の車両などから軽油の抜き取り調査を実施しますので、ご協力をお願いします。
- 不正軽油の製造・販売に関する情報を「不正軽油 110 番」又は、県税事務所へお寄せください。

電話番号 059-224-2980 FAX 番号 059-224-2130 E-mail keiyu@pref.mie.lg.jp

不正軽油に対する取組み

三重県不正軽油撲滅対策会議を設立し、三重県内における不正軽油の製造、流通及び使用の連鎖を断ち切り、軽油の販売者、使用者及び関係行政機関がそれぞれの取り組みを通じて相互に連携・協力し適正な軽油の流通を図るとともに、環境に悪影響を及ぼす不正軽油と、不正軽油製造過程で発生する廃棄物の不法投棄の排除に取り組んでいます。